

測量行政の推進

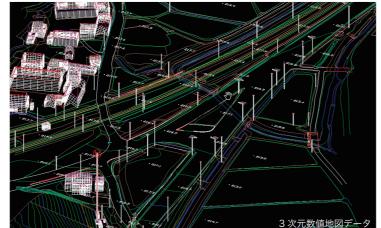


「測量法」を所管する 国家行政機関としての責務

大規模な住宅地の造成や新しい道路の建設、防災のための河川改修など、国土のインフラの整備や管理を行うための公共事業は、私たちの身の周りのあらゆる場所で行われています。こうした公共事業の計画や設計を行う際、地図の作成や位置の基準を決定するために公共測量が必要となります。

国土地理院は、測量の重複を排除し正確さを確保することを目的とする「測量法」を所管する国家行政機関として、日本全国で行われる測量作業が円滑に行われるための指導・助言や、測量成果の精度確保のための審査、最新の測量技術の普及促進、国家資格である測量士・測量士補の試験・登録などを行っています。





♥公共測量における取組

国や地方公共団体が費用を負担して実施する測量を「公共測量」と言います。その成果は身の周りのインフラ整備、都市計画の 策定等社会の基盤として様々な場面で利用されます。

公共測量を実施する際、国や地方公共団体は、測量の正確さを確保するために、測量方法などを定めた「作業規程」を作成しなければなりません。国土交通大臣(国土地理院)は、作業規程の模範例として、測量の標準的な作業方法などを示した「作業規程の準則」を定めています。日々進歩する測量技術も精度検証などを経て「作業規程の準則」に取り入れられ、最新技術への対応も行っています。

また、正確な公共測量成果を世の中に広く流通させるため、公共測量の計画についての技術的な助言と測量成果の審査を行っています。充分な精度を有すると認められる測量成果に関する情報は、ウェブサイトを通じ公表され、後に実施される測量などに広く活用されます。公共測量の効率化や精度の維持、最新技術の利用などに関して、ウェブサイトからの情報発信や各地での説明会開催など、公共測量が適切に実施されるよう取り組んでいます。







UAV等の測量技術を公共測量に適用 (作業規程の準則への反映)

公共測量担当者に向けた各地での説明会

♀ 測量士・測量士補の試験・登録

測量士及び測量士補は、国土地理院が行う「基本測量」又は国や地方公共団体などが行う「公共測量」に従事するために必要な 国家資格です。国土地理院では、資格を取得するための国家試験を年 1 回実施するとともに、下記要件に基づく資格の審査・ 登録等を行っています。

■資格要件

測量士 (測量法第 50 条)	・大学や短期大学、高等専門学校で測量に関する科目を修め卒業し、一定の実務経験を得る。 ・測量専門養成施設で専門知識及び技能を修得し、一定の実務経験を得る。 ・測量士補を取得した後に、測量専門養成施設で高度の専門知識及び技能を修得する。 ・測量士試験に合格する。
測量士補 (測量法第 51 条)	・大学や短期大学、高等専門学校で測量に関する科目を修め卒業する。 ・測量専門養成施設で専門知識及び技能を修得する。 ・測量士補試験に合格する。

♥ 防災・地理空間情報企画センター

国会対応や関係府省との調整業務の東京における拠点として、2020年に中央合同庁舎2号館に開設した「東京オフィス」に、2024年4月から「防災・地理空間情報企画センター」が新たに設置されました。

この「防災・地理空間情報企画センター」は災害対応や地理空間情報の活用・推進に関わる対外的な調整を行うとともに、災害発生時には、政府関係機関等に地図や空中写真等を提供する拠点として活用されます。



中央合同庁舎2号館

19 20